

令和6年度 財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	備考
14 実質赤字比率	—	14.30%	
② 連結実質赤字比率	—	19.30%	
③ 実質公債費比率	6.5%	25.0%	
④ 将来負担比率	—	350.0%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質赤字比率は、実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字額を生じていないため、該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率は6.5%となっており、これは早期健全化基準の25.00%を下回っている。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は、将来負担額を生じていないため、該当なしとなっている。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。

令和6年度 病院事業会計等経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和6年度	経営健全化基準	備 考
病 院 事 業 会 計	—	20.00%	
農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	—	20.00%	

(2) 個別意見

① 各会計とも資金不足がないため、該当なしとなっている。

各会計とも良好な状態にあると認められる。

② 病院事業会計の資金剰余比率は、56.2%である。

③ 農業集落排水事業会計の資金剰余比率は、△0.004%である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はなかった。